

令和5年度久留米市障害者地域生活支援協議会

第2回全体会 議事録

| | |
|------|---|
| 次 第 | 1 開会 2 協議事項 (1) 第4期久留米市障害者計画の策定について 3 その他 4 閉会 |
| 開催日時 | 令和5年11月20日(月) 18:30～ |
| 開催場所 | 久留米市役所 401会議室 |
| 出席者 | 久留米市身体障害者福祉協会、久留米市手をつなぐ育成会、久留米市精神障害者地域家族会、久留米市作業所連絡会、久留米市社会福祉協議会、久留米市介護児福祉サービス事業者協議会、久留米市障害者支援施設協議会、久留米市障害者基幹相談支援センター、久留米児童相談所、久留米商工会議所、久留米公共職業安定所、弁護士会 筑後支部、久留米大学、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区社会福祉協議会連合会、臨時委員(公募) |
| 欠席者 | 久留米医師会、久留米市立久留米特別支援学校、久留米市保育協会、久留米市私立幼稚園協会、久留米市校区まちづくり連絡協議会 |
| 内 容 | <p>18:30</p> <p>1. 開会 21名中、16名参加のため会議成立</p> <p>2. 協議事項 (1) 第4期久留米市障害者計画の策定について <事務局> ・第4期久留米市障害者計画の策定についての説明を行う。</p> <p>意見・質問 <委員> 基本理念について以前からあるスローガン「自分らしく」は変えたほうがよい。 「らしく」は周りからの要求のように捉えられる。子供らしさがない例。親も管理しやすい。管理する対象となりやすい。このように「らしく」は権力側が求めている偶像ではないか。男らしく、女らしく、年寄らしくなど、「らしく」といった概念で障害者は権利を奪われた。 そのため、人としての尊厳を持つに変えたほうが良い。 また、基本理念に「生きがい」は書き込まなくても良いのでは。「生きがい」は誰もが必ず持つものではない。</p> |

<会長>

基本理念を見直す意見があっているが皆様の意見を伺いたい。

<委員>

「らしく」について、親の立場として、言葉は安易に使っていた。ありのままでもいい、自分らしくは求めていたかもしれない。人権、尊厳の方が理念としては良いのでは。

<会長>

人権、尊厳が入った方が良いという意見について皆様の意見を伺いたい。

<委員>

生きがいを持たなければいけないとか自分らしくとはなにかなど言い出したらきりが無いが、福岡県の相談員の研修でも支援者、社会が望むのではなく、本人が自分らしい暮らしを応援しようといった傾向がある。本人がやりたいことを見つけ生きがいを持つことは理想。

障害者総合支援法第1条では、障害のある人ない人に関わらず当たり前前の尊厳を尊ぶことが言われているが当たり前前のことができていない現実もある。尊厳を入れることは良いと思う。

<会長>

人権尊厳は守らなければいけないこと。自分の人生を自分の手に取り戻すことは必要。コントロールされるのではなく自身で決められることで「自分らしく」を解釈していた。

<委員>

自分らしくは自分で決めているようだが、他から影響されている。

教育の場面や友達との関係でもあってもそう思われるところがある。支援者主導の中で「らしく」は決められている。特に障害者分野では多くの自由を奪われているように感じる。例えば入所者の問題、外出もできない。入所している障害者は職員の言うことを聞くことが「障害者らしさ」。周りに影響されながら「らしさ」は決められている。

<会長>

誤解を受けるようであれば表記は変えたほうがよい。

しかし、尊厳や人権は当然守らなければならない最低限度の権利。人としての尊厳が守られるよりさらに踏み込んだ表現とした方がよいと考える。

<委員>

誰もが人としての尊厳を守られ、支えあいながら。支えあいもなくなってきている。自己決定はどうか。

<事務局>

基本理念として掲げる際に、その意味合いを言葉にしなければなりません。

現在の基本理念は、「誰もが自分らしく生きがいを持ち支えながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」ですが、その言葉には、それぞれに込められている

意味合いがあります。それを表すものが資料1 19 ページです。

ご覧の通り、本来の意味合いを短い言葉に委託しています。そのため、本来の意味合いを表す言葉を検討していただきたい。

<委員>

自分らしくといった表現が他者との関係で比べられる意味だとはとは思わなかった。自己決定、自己実現の概念は憲法 13 条では個人の尊厳が明記されている。

個人の尊厳は自己矛盾をはらんでいる。最低限のレベルではみんなと同じ、比較対象と同時に誰もが違う人といった概念。同じだけど違う表現される。自分らしくは比較対象とするとマイナスになることは勉強させてもらった。憲法 13 条を市民活動で説明するときを使う単語は「誰もが人生の主人公」なんだという発想。

自己実現、自己決定して自ら行動するところを自分らしくといった表現で市は表現している。それがマイナスイメージとして捉えられるなら、私は「だれもが人生の主人公」といった単語を使って説明している。

<委員>

障害は普通に生活していたら出会わない、いろいろな人がいる中で多様性を尊重しあうことがなかなか難しい。個人の尊厳を尊重することを強く打ち出すことを言いたいのではないか。自分らしいというのも周りから、自分らしいを決められている。そのため、多様性を尊重することは理想であるが現実には厳しいと言いたいのではないか。

<委員>

違いを認め合うことも含め、だれもが人として尊厳がまもられる。障害者以外のいろいろな事情で困窮されている人もいる生活がやっとの人も多い、そういうことも含め誰もが人としての尊厳が守られる表現のもとでスタートすべき。基本理念だから標語的な表現になっているのではと、少し疑問に思い、尊厳が守られていないから、差別が生じていると感じた。

<会長>

理念や尊厳を理念の中で「見える化」してほしいといった意見。最低限のラインであるがそこすら守られていない現実があるため、見えた方が良いという意見でまとめる。

<事務局>

基本理念はいただいた意見を基に再考する。今回は骨子、2～3 ページの取り組むべき事業、施策の報告を示している。それぞれの立場で意見をいただきたい。

<会長>

施策について意見をいただきたい。令和 4 年よりレベルが下がっているのではないか。

<事務局>

コロナで中断した事業もあり、集まらないことも多かった。事業を再開しても再開した時期が最近で効果が出ていない現状があります。

<会長>

全体的に取り組むべきレベルが下がっている。コロナ禍で対処できなかったところは反省すべきところ。障害者差別に関する相談件数は増えたのか。

<事務局>

相談件数は横ばい。別途、差別解消協議会でも議論しています。条例検討の過程でも説明しているように相談ができることが伝わっていないのが要因として考えられます。

<委員>

障害者への理解という指標があるが、これはどのような指標か。

<事務局>

成果指標は、市の事業を行っての成果としてあらわれた指標です。経年的、定量的なものではなく、意識調査に基づく指標です。

<委員>

この調査は何の調査か。また、指標は満足度なのか。

<事務局>

市民意識調査です。当事者の主観にもとづく回答の結果です。例えば、当事者がイベントなどに参加した際、人としての尊厳が守られたと感じたかなど、そういった場面の積み重ねが判断材料となっていると想定されます。

<委員>

理解することはいろんな意味での理解がある。基幹センターと市が中心となり当事者分科会ではゲストティーチャーに取り組んでおり、市全体では半分の学校でやっている、これが全体に広がればよいと思っている。イベントをしても当事者、関係者しか来ないのは問題だが、限られた関係者だけのイベントでは焼け石に水だと思うがやらないよりやった方がよいと思う。

また、常日頃からいろんな人を受け入れることが必要だと思う。その人の尊厳を守ることが進めば理解してもらうことを啓発する必要はなくなる。知識の啓発だけでなく、違いを受け入れるような啓発も必要だと思う。

一方で、専門職でも理解してもらえない場合もあるので理解してもらうことは難しいと感じることもある。

<委員>

学校のことについて、3ページの学校教育の充実、特別支援教育の専門性の向上と障害のあるものとなないものが共に学ぶことの環境の整備充実が相反するものになりかねない。

特別支援教育を突き詰めていくと別の場所で成長を促しているようで、かけ離れていくように感じる。離れていかないようにならないかと感じている。矛盾したものにならないければよいと思っている。

<会長>

県外の特別支援学校に訪問し、生徒が増えている実態があった。障害児は普通学校にいない。親が支援学校を選ぶ。180人の在籍生徒に対して80台の放課後等デイ

サービスの車が待機している。分断施策になっている現実がある。

また、教員志望者の特別支援学校の倍率は上がっている。新カリキュラムが来年から入るため、特別支援教育は必須となる。すべての教員が特別支援教育の知識を持って教壇に立つ。全教員が特別支援教育の知識を持つことで教育の幅は広がるかもしれない。医療的ケア児が学校に行けるようになったというケースもでてきている。

<委員>

共生社会からすると障害者は分断されている。

「理解してほしい」は期待で、関わりがないと「理解してほしい」という感情は当事者に分からない。

また、すべての人に対して理解を促すのはハードルが高い。

しかし、理解が先に来なければ付き合えないのだろうか。付き合い方は人それぞれで、そういうところは一緒に過ごしてみないとわからない。理解に固執しないことも必要で、まずは付き合ってみるから始めるべきではないか。

<会長>

貴重なお話でした。最近では、子どもに関する深刻な問題として、子どもの自殺・自殺未遂の問題があり、命の授業をやっても減らない状況があります。どう考えられますか。

<委員>

自殺は経験が少ないことが要因では。小さい子と遊んだ経験が少ない。自己肯定感が生まれにくい。教える経験、力の弱い人とどう遊ぶかの経験がない。関わり方の経験がない。自己肯定感のために弱者がいるわけではないが、自分が役に立ったという経験がないと自己肯定感を高めることができない。

<委員>

精神障害者の地域移行の人数の根拠は何か。

<事務局>

地域移行支援という障害福祉サービスを利用した人数です。市の支給決定の情報、聞き取りで把握しています。

<委員>

長期入院者の退院促進のことか。

<事務局>

資料がないため正確な回答ではありませんが、施設からの地域移行が中心で精神科病院からの地域移行も含まれていると思われませんが、数値は拾っていません。

<委員>

施設からの地域移行に表記を変えたほうが良いのではないか。

退院促進が退所の促進なのか。長期入院からの退院促進なのか、入所支援施設からの退所促進なのか、調査は難しいだろうが、1年以上の退院促進が分かった方がよい。

<事務局>

保健所がつかんでいる情報もありますが、障害者福祉課でそれらを把握できているわけではありません。

<会長>

正しくつかみようがないのか。

<事務局>

障害者福祉課としてはありませんが、保健所が把握している可能性はあります。しかし、報告義務があるものではないので、正確な数値の把握はできない。

<委員>

生活環境について、日常生活場面では買い物、病院などを利用頻度が高い施設のバリアフリー化について具体的に取り組んでいることはあるか。

<事務局>

バリアフリー化の取り組みとして投資に対する補助が挙げられますが、バリアフリー化に伴う補助は久留米市にはありません。福岡県の福祉のまちづくり条例があり、それに沿ったお願いしているところです。まごころ駐車場整備、新築される建物はスロープ、多機能トイレ設置といった県のまちづくり条例に基づいたバリアフリー化を事業者にお願ひしてきました。

<委員>

大型のショッピングモールやサービス事業所、病院では整備ができていますが、それ以外の障害者が普段利用する小さな場所の整備はできていないように感じる。障害者雇用の中で罰金やそれに対する報奨金は整備されているため、バリアフリー化を進めていくのであれば公的な整備も必要ではないか。

<事務局>

行政が補助金を出し、民間事業者の資産となりえるものに変更を加えるのは、ハードルが高く一般的にはありません。しかし、自治体によっては限定的に補助を出しているところもあります。

また、バリアフリーは、必ずしも環境そのものを整備しなければならないものではなく、人の対応、工夫により対応できる場合もあります。

久留米市は、「バリアフリー化が進めば企業者側は合理的配慮を施した状態で案内でき、人手も不要になるため、お互いの利益にもつながる。」という趣旨を事業者にお伝えしている状況です。

<委員>

人的な介助だけでは遠慮される方も多と思うので、環境面のハードルを下げることは必要だと思う。バリアフリー化の意思がある企業は進めていくと思うが、縛りがあつた方が良くと思う部分もある。

<委員>

合理的配慮によって、今まで利用できなかった人が店に行けるようになると儲かると宣伝してほしい。入り口にスロープはあつても店内は堀こたつ、利用できないこともある。いろんな人が利用できるようになれば使われるようになることも伝えてもら

| | |
|-------|--|
| | いたい。 3. その他 <事務局> 連絡事項なし |
| 20:00 | 閉会 |

以上